

茨城県知事 大井川 和彦 殿

ひたちなか市長 大 谷 明



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和8年6月9日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 カスミひたちなか笹野店

所在地 ひたちなか市笹野北土地地区画整理地3街区符号1 外

2 届出者

氏名 株式会社日立プロパティアンドサービス 代表取締役 黒川 潤一

住所 東京都千代田区神田錦町三丁目7番地1



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特になし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。